

質問回答書（第1回回答（令和8年1月5日））

No.	質問内容	回答
1	様式集の参加申込書を含む申請書類について 必要事項の記入のみで、捺印は不要との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	実施要項「3 参加資格要件に関する事項」の（1）②③の単体企業 またはグループでの応募について 契約者と実際に施工を行う事業者が異なる場合（施工は協力会社への委託等を想定）、グループとしての参加という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
3	仕様書「5 履行期間」の準備期間について 準備期間は、契約締結日の翌日から令和8年6月30日までと記載がありますが、当社の責によらないやむを得ない事由により工程に影響が生じる場合、期間の延長等について協議・調整をいただくことは可能でしょうか（例：院内の感染対策等により工事が一時停止となる場合、メーカー都合による納期遅延等）。	協議に応じます。
4	仕様書「7 業務内容」の(2)①の「導入工事方針」について 具体的にどのような内容を指しますでしょうか。当社としては、実施体制・施工計画・工程（スケジュール）等を取りまとめて提出する想定ですが、当該内容のご提出で問題ございませんでしょうか。	問題ございません。
5	仕様書「7 業務内容」の(2) ②使用機器提案書について 「使用機器提案書」とは、具体的にどのような内容（記載項目）を指しますでしょうか。当社としては、**使用機器の仕様書および参考図（小組図等）**を提出する想定ですが、当該内容で差し支えございませんでしょうか。	照明機器の種類（ランプ交換または器具交換等）、メーカー名、製品の型式を箇所ごとに記載し、工事箇所が分かるように番号等で図面と対応させてください。また、仕様機器の仕様書及び参考図（小組図）もご提出ください。

6	<p>仕様書「7業務内容」の(4)既存照明設備等の撤去について</p> <p>①に「安定器も撤去」と記載がありますが、LED化に伴いバイパス工사를行うことで、安定器を介さず直接ランプへ接続することが可能ですが。そのため、安定器を残置していても運用上は問題ないですが、安定器は撤去が必須となりますでしょうか。</p>	<p>不要になったものは、その時点で撤去することが適切と考えますので、安定器の撤去は必須です。</p>
7	<p>仕様書「7業務内容」の(4)③アスベストについて</p> <p>アスベスト調査は開口を設ける箇所（開口予定箇所）のみを対象として調査を実施する認識でよろしいでしょうか。また、開口を設けない交換方法で施工する場合、アスベスト調査は不要との理解で差し支えございませんでしょうか。</p>	<p>アスベスト調査は、開口を設ける箇所を対象とし、開口を設けない交換方法で施工する場合にはアスベスト調査は不要という認識です。ただし、最終的な判断は大気汚染法等の法令に則り実施してください。</p>
8	<p>仕様書「7業務内容」の(7)賃貸借期間における維持管理業務について</p> <p>①に「賃貸借期間は5年間とし、期間中は製品が正常な状態で使用できるよう管理すること」とありますが、ここでいう「管理」とは、具体的にどのような業務範囲（対応内容・頻度等）を想定されていますでしょうか。当社としては、不具合時の交換対応、代替品手配等を想定しておりますが、必須となる対応項目をご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>実施要領2（2）契約方式の付帯サービスの定義に記載している故障時の修理・交換対応を含む保守・点検サービスを指します。</p>
9	<p>仕様書「8 LED 照明設備の仕様」について</p> <p>⑨に「既存操作盤で操作できるようにすること」と記載がありますが、既存操作盤のままで、調光が十分に機能しない可能性がございます。</p> <p>つきましては、調光機能が必要な箇所（調光スイッチ等）について、調光対応のスイッチへの交換は可能でしょうか。</p>	<p>調光対応のスイッチへの交換は可能です。ただし、既存スイッチとできる限り同じ位置に設置してください。</p>